

## 沖縄県特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成 28 年 3 月 14 日教育長決定

### (通則)

第 1 条 沖縄県（以下「県」という。）が支給する特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の取り扱いについては、別に定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第 2 条 就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）への就学の特殊事情に鑑み、県が特別支援学校又は中学校（以下「特別支援学校等」という。）へ就学する幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校等への就学のため必要な経費の一部を支給し、もって、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

### (定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者等 幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。
- (2) 特別支援学校 学校教育法第 80 条により設置された特別支援学校をいう。
- (3) 特別支援学級 学校教育法第 81 条により設置された特別支援学級をいう。
- (4) 児童福祉施設等 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設、同法第 27 条に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、里親等のことをいう。
- (5) 指定療育機関 厚生労働大臣又は県知事が指定する指定療育機関

### (県が支給する経費及びその範囲)

第 4 条 県は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号。以下「法」という。）の規定に基づく経費のほか、法の趣旨に基づいて県若しくは県に包括される市町村の設置する特別支援学校若しくは県の区域内の私立の特別支援学校へ就学する児童等又は県が設置する中学校へ就学する学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する生徒若しくは特別支援学級へ就学する生徒の保護者等へ就学のために必要な経費を支給する。

2 県が支給する経費は、法第 2 条及び国が定める特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定する経

費とする。

(保護者等の提出する書類)

第5条 児童等の保護者等は、毎年度、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書(様式第1号。以下「調書」という。)を就学する学校の校長(以下「学校長」という。)を経由して、沖縄県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 調書には、保護者等の同一生計世帯員全員の所得金額等証明書(様式第2号)を添付しなければならない。ただし、市町村において発行する証明書の様式が、必要な事項が全部証明できる様式である場合は、その様式によることができる。

なお、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者である児童等の保護者等は、所得金額等証明書に代え、生活保護受給に関する証明書を添付しなければならない。

3 学校長又は県教育委員会が保護者等の世帯状況等の確認が必要と判断した保護者等は、住民票に関する証明書を調書に添付しなければならない。

4 次に該当する者は、調書の提出を該当事由が確認できる書類に代えることができる。

(1) 世帯の収入額が特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条第3号に該当すると自ら認め、就学奨励費の受給を辞退する児童等の保護者等

(2) 児童福祉施設等又は指定療育機関に入所又は入院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている児童等の保護者等

5 次に該当する保護者等から調書の提出がある場合は、第2項に規定する所得金額等証明書に併せ、次に掲げる証明書を添付しなければならない。

(1) 前項第2号に規定する児童福祉施設等に入所している児童等の保護者等  
就学に係る措置費を受けていない旨の施設の長等の証明書(措置されない経費名が記入されたもの。)

(2) 前項第2号に規定する指定療育機関に入院している児童等の保護者等  
療育の給付を受けていない旨の機関の長等の証明書

(支弁区分の決定)

第6条 学校長は、前条の規定により調書等の提出があったときは、その内容を審査し、支弁区分一覧表(様式第3号)及び支弁区分決定状況報告(様式第4号)を作成の上、調書等と併せて県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の規定により関係書類の提出があったときは、その内容を審査の上、支弁区分を決定し、学校長に通知するものとする。

(保護者等への通知)

第7条 学校長は、前条第2項により支弁区分の決定通知があったときは、支弁段階決定通知書(様式第5号)により保護者等に通知しなければならない。

2 保護者等は、支弁段階決定に対して不服がある場合は、その通知を受けた日の翌日

から起算して 60 日以内に書類にて異議申し立てをすることができる。

(年度中途における支弁区分の変更)

第 8 条 年度中途において次のいずれかに該当するときは、支弁区分を変更する。

- (1) 第 6 条に基づく支弁区分がⅡ段階又はⅢ段階である児童等が、生活保護法による生活保護を受けるに至ったとき
- (2) 第 6 条に基づく支弁区分がⅠ段階である生活保護を受けている児童等が、保護停止又は廃止となり、Ⅱ段階又はⅢ段階となることが明らかなきとき。
- (3) 第 6 条に基づく支弁区分がⅠ段階又はⅡ段階である児童等が、第 5 条第 4 項第 2 号に規定する児童等に該当するとき
- (4) 第 5 条第 4 項第 2 号に規定する児童等が同号に該当しなくなり、Ⅰ段階又はⅡ段階となることが明らかなきとき
- (5) 保護者等又は保護者等と同一生計の世帯員の収入額に著しい増減が生じ、改めて支弁区分の決定を行うことが適当であると認められるとき

2 前項に掲げる支弁区分の変更については、第 5 条から第 7 条までの規定に準じて行うものとする。

(経費の支給方法)

第 9 条 学校長は、「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）」に基づき、各経費の支給額を算定し、現金、現物又は振り込みにより、速やかに保護者等へ支給しなければならない。この場合、少なくとも各学期ごとに支給を行うよう努めること。

(報告)

第 10 条 就学奨励費を受給している保護者等は、次のいずれかに該当するときは、速やかに学校長に報告しなければならない。

- (1) 住所、氏名、世帯状況等に変更があったとき
- (2) 児童等が生活保護の開始、停止又は廃止となったとき
- (3) 児童等が第 5 条第 4 項第 2 号に規定する児童福祉施設等に入所または指定医療機関に入院することとなったとき
- (4) 保護者等を含む同一生計世帯員の所得金額等の修正等により、第 5 条第 2 項に規定する所得金額等証明書の内容に変更があったとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、就学奨励費の申請に係る内容に変動があったとき

(返還)

第 11 条 就学奨励費を受給した保護者等は、第 8 条の変更等により支給された就学奨励費に返還が生じたときは、学校長が指定する方法により、速やかに返還しなければならない。

(学校で整備すべき書類)

第 12 条 学校長は、就学奨励費の支給に係る一連の書類を「特別支援教育就学奨励費事務の手引き（沖縄県立特別支援学校事務長会）」に基づき、整理しておかなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 14 日から施行する。